

シューズ系ホイール付き走行ギアの SG 基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

### ホイール付き走行ギア専門部会 委員名簿

氏 名 所 属 (五十音順・敬称略)

(部会長) 木村 哲也 国立大学法人長岡技術科学大学

(委員) 圷 牧夫 株式会社メガスポーツ

伊藤 清孝 株式会社ジョイパレット

大矢 栄助 特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟

小野田 元裕 一般財団法人日本車両検査協会

木村 たま代 主婦連合会

黒崎 照子 全国地域婦人団体連絡協議会

小林 明 アイデス株式会社

小林 肇 前 独立行政法人産業総合研究所デジタルヒューマン研究所

中村 尚茂 一般財団法人日本文化用品安全試験所

長谷 稔 前 一般社団法人日本スケートボード協会

浜脇 健一郎 東方興産株式会社

丸山 清吾 特定非営利活動法人日本キックスケーター協会

見座 宏昭 一般財団法人ボーケン品質評価機構

宮下 幸雄 国立大学法人長岡技術科学大学 機械系

宮地 弘孝 一般社団法人日本スポーツ用品工業協会

横田 倫子 財団法人消費科学センター

(関係者) 岡部 忠久 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ製品安全課

多田 俊樹 経済産業省商務情報政策局日用品室

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

E-Mail operation@sg-mark.org

## シューズ系ホイール付き走行ギアのSG基準

SG Standard for Shoes Type Riding Gear with Wheels

#### 1 基準の目的

この基準は、シューズ系ホイール付き走行ギアの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための 必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

#### 2 適用範囲

この基準は、あらかじめシューズが装着されているか、またはシューズを固定して使用することを前提とした1人乗り専用で人力によってのみ推進しホイールの回転により移動する用具又はそれに類する製品群(以下「走行ギア」という。)であって、かつ、次のいずれにも該当しないものについて適用する。

- ・ 非舗装路での使用を目的として設計した製品
- チェーンやベルトなどの駆動系を有する製品

#### 3 形式分類

走行ギアの形式分類は次のとおりとする。

- ・ 幼児用:生後18月以上、かつ、体重20kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 子供用: 体重 20kg 以上 50kg 未満の者が使用することを意図した製品
- 一般用:体重 20kg 以上 100kg 未満の者が使用することを意図した製品

## 4 安全性品質

走行ギアの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基	準	確	認	方	法
1. 外観及び構造	1. 走行ギアの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。 (2) 外表面に突き出たボルトの頭などの先鋭部は、使用者が触れない箇所にあること。						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	(3) 専用靴を有するものにあっては、専用靴内面に突き出た先鋭部や著しく圧迫する部位がないこと。						
	(4) 幼児用のものであって、2つ以上の部位が連結される可動部 (締め具は除く。) にあって は、当該2つ以上の部位の間に すき間は○以上○以下ではない こと。						
	(5) 各部の接合、組立等は良好でありがたつきなどがないこと。						
	(6) ホイール及び可動部を固定する締結具は緩み防止措置が講じられたものであること。						
	(7) ブレーキを備えていること。						
2. 摩擦抵抗	2. ホイール(路面に接するものに限る。)の回転方向と直交する方向の静止摩擦係数は、○以上であること。						
3. 強度	<ul> <li>3. 走行ギアの強度は、次のとおりとする。</li> <li>(1)</li> <li>① 専用靴を有するものにあっては、専用靴の取付強さは○以上であり、かつ、力を除去した後に各部に使用上支障のある破損がないこと。</li> </ul>						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
項	基準 ② 専用靴を有さないものにあっては、靴を取り付けるためのベルト等の取付強さは表1であり、かつ、力を除去した後に各部に使用上支障のある破損がないこと。 表1:ベルト等の取付強さ ベルト位置 力の大きさ最後部以外最後部 (2) 進行方向前面部(脱着可能な	基	準	確	認	方	法
	ブレーキが前方にあるときは、 それを取り外した状態)に表 2 に示す衝撃エネルギーを加えた とき、使用上支障のある破損が ないこと。 なお、ブレーキが前方にある 場合には、併せてブレーキに表 3に示す衝撃エネルギーを加え たとき、ブレーキの外れがない こと。						
	表2:前面衝撃エネルギー 形式分類 衝撃エネルギー 幼児用 子供用 一般用						

項	目	基準	- 2	基	準	確	認	方	法
		表3:前方ブレーキ衝撃エネルギー 形式分類 衝撃エネルギー 幼児用 子供用 一般用							
		撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。 なお、ブレーキが後方にある場合には、ブレーキに表5に示す衝撃エネルギーを加えたとき、ブレーキの外れがないこと。							
		表4:底部衝撃エネルギー         形式分類       衝撃エネルギー         幼児用       子供用         一般用       表5:後方ブレーキ衝撃エネルギー         形式分類       衝撃エネルギー         幼児用       子供用         一般用       一般用							

項	目	基準	基	準	確	認	方	法
項 4. 耐久性		基準  (4) 幼児用以外のものであって、専用靴を有さないものにあっては、靴を固定する面に表6に示す重大に示す高さいを高さである破損がないこと。  表6:重すいの質量及び落下高さで重量をである破損がない。  表6:重すいの質量をであるであるででであるでである。 (1) 走行ギアを表7に示す重すいを固定し、○時間走行させたときを使用上支障のある破損がないこと。  表7:重すいの質量  形式分類 重すいの質量  が見用 子供用 一般用  子供用 一般用	基	準	確	認	方	法
		(2) フレーム又はホイールを固定する部品等の動きにより推進力を得る機構(以下「推進機構」という。)を有するものにあっては、当該推進機構を表8に示す動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。						

項目基準	基	準	確	認	方	法
表 ま8:動作回数 が	部体すを使と、次の維は品に1ド寝後のらく資ので重る繰用。のでを、の和条項、4をつしのあにもり上と、あ使有規和別領、4をつしの、つよの返支、おいつ用害制約表繊手月除けた規(人	中 - 中	Y性	piCS	),j	

# 5 表示及び取扱説明書 走行ギアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	 基	準	確	認	方	法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方						
	法で次の事項を表示すること。						
	なお、(3)及び(4)については包						
	装外表面の見やすい箇所にも併せ						
	て表示すること。(ただし、製品						
	本体の表示が包装外表面から見る						
	ことができる場合は除く。)						
	(1) 申請者(製造業者、輸入						
	業者等)の名称又はその略号						
	(2) 製造年月若しくは輸入年						
	月又はその略号						
	(3) 使用対象者の体重及び幼児						
	用にあっては使用対象者の年齢						
	の下限						
	(4) 対応する靴のサイズ又は足						
	のサイズ						
	(5) 使用上の注意事項						
	(a) ヘルメット、ニーパッ						
	ド、エルボーパッド及びグロ						
	ーブを使用する旨						
	(b) 使用が禁止されている場						
	所では使用しない旨						
2. 取扱説明書	2. 製品には、次の各号に示す事項						
	を明示した取扱説明書を添付する						
	こと。このとき、(1)~(3)の事項						
	は取扱説明書の表紙等の見やすい						
	箇所に示し、(4)の事項について						
	は安全警告標識(▲)を併記す						
	るなどして、より認知しやすいも						
	のとすること。なお、(4)(a)から						
	(c)については、枠囲い、太文						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	字、大きな文字など他の使用上の						
	注意事項と比較して特に目立つよ						
	うにすること。						
	(1) 使用対象者の体重及び幼児						
	用にあっては使用対象者の年齢						
	の下限						
	(2) 対応する靴のサイズ又は足						
	のサイズ						
	(3) 取扱説明書は必ず読み、読						
	んだ後は保管する旨						
	(4) 使用上の注意事項						
	(a) ヘルメット、ニーパッ						
	ド、エルボーパッド及びグ						
	ローブを使用する旨						
	(b) 自動車や歩行者などに十						
	分注意して使用する旨、使						
	用が禁止されている場所で						
	は使用しない旨						
	(c) 使用する前に安全な場所						
	で十分練習を行い、保護者						
	の目の届く場所で使用する						
	旨(幼児用に限る)						
	(d) 使用する前には、各部に						
	破損や変形がないことを確						
	認し、破損や変形があると						
	きは使用しない旨						
	(e) 着用して違和感があると						
	きは使用を中止する旨						
	(f) 脱着は保護者の方が行						
	い、必ず正しく装着されて						
	いることを確認する旨(幼						
	児用に限る)						
	(g) ホイールは消耗すると横						
	滑りしやすくなるので、す						
	り減ったときは交換する旨						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	(h) 濡れた路面は意図せず横						
	滑りをするなど走行するこ						
	とが困難なので使用しない						
	日						
	(i) スピードは走行操作によ						
	って低下させ、ブレーキは						
	十分スピードが落ちてから						
	使用する旨						
	(j) 走行直後は、ブレーキや						
	車輪などが高温になってい						
	るときがあるので、冷める						
	まで直接触れない旨						
	(k) わずかな障害物や路面の						
	凹凸でも転倒することがあ						
	るので、十分注意して使用						
	する旨						
	(1) わずかな隙間でも転倒す						
	ることがあるので十分注意						
	して使用する旨						
	(5) 使用、保守、点検及び保管						
	方法						
	(a) 消耗部品の交換など特に						
	保守が必要な箇所と保守の						
	方法						
	(b) 特に点検が必要な箇所と						
	点検の方法並びに不具合が						
	あったときの対応						
	(c) 特に保管上必要な事項						
	(6) SGマーク制度は、この製						
	品の欠陥によって発生した人身						
	事故に対する補償制度である旨						
	(7) 製造業者、輸入業者又は販売						
	業者の名称、住所及び電話番号						